

建設関係職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（仮称）（案）について（概要）

平成 31 年 2 月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 制定の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）において、事業所管大臣は、技能実習の内容の基準等について、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣に協議の上で、告示で定めることができるとされている。

建設業では、従事することとなる工事によって就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、技能実習生に対して適正な実習環境を確保するため、今般、建設関係の 25 職種 38 作業について、技能実習を行わせる体制の基準等を定める告示を制定することとする。

2. 告示の内容

建設関係の 25 職種 38 作業（※最終ページに表形式で記載）（技能実習計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則別記様式第 1 号（第 2 面）1 欄の⑦（申請者の業種）において、日本標準産業分類の「D—建設業」を選択している場合に限る。）について、以下の基準を課すこととする。

（1）技能実習を行わせる体制の基準（規則第 12 条第 1 項第 14 号関係）

- ①申請者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていること。
- ②申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること。
- ③技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。

（2）技能実習生の待遇の基準（規則第 14 条第 5 号関係）

- ・技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと（月給制を採用すること）。

（3）技能実習生の数（規則第 16 条第 3 項関係）

- ・技能実習生の総数が、申請者の常勤の職員数を超えないこと。
- *常勤の職員には、技能実習生、外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 822 号）第 2 の 2 に規定する外国人建設就労者をいう。）及び 1 号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する外国人を含まないこととする。
- *現行の技能実習法施行規則に定める基準に加えて定める。
- *常勤の職員の数には、一次下請の常勤の職員数を含まないこととする。

3. 根拠規定

規則第12条第1項第14号、第14条第5号及び第16条第3項

4. 施行日等

告示日：平成31年4月中（予定）

施行日：（1）及び（2）について 平成31年7月1日（予定）

（3）について 平成34年4月1日（予定）

5. 経過措置

2.（1）及び（2）の各基準について、

- ・その施行日より前に、第一号技能実習に係る技能実習計画の新規の認定申請をした者
- ・その施行日から1年を経過するより前に、第二号技能実習に係る技能実習計画の新規の認定申請をした者
- ・その施行日から3年を経過するより前に、第三号技能実習に係る技能実習計画の新規の認定申請をした者

については、それぞれ、なお従前の例による。

※建設関係 25 職種 38 作業

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工	構造物鉄工作業
塗装	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接